

令和 年 月 日

## 共通計画の今後の方向性について（5市申合せ事項）

### 1 本申合せの趣旨

令和2（2020）年3月に策定した調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画（以下「共通計画」という。）は、平成15年度から多摩南部成年後見センターを共同運営する5市協働の実績を生かしながら、5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市をいう。以下同じ。）の地域における「成年後見制度利用促進」を協働して進めていくことを目指して、共通の目標をまとめたものである。

本申合せは、共通計画策定の目的を踏まえて、5市協働の取組を維持しながら、各市の福祉関連計画等に基づき「成年後見制度利用促進」の取組を進めるため、以下のとおり、5市における市町村計画と共通計画の関係性及び共通計画の計画期間の変更並びに5市協働の方向性を申し合わせるものである。

### 2 5市における市町村計画と共通計画の関係性の変更について

5市における市町村計画と共通計画の関係性については、改定後の市町村計画をもって成年後見制度利用促進の市町村計画と位置付ける。

### 3 共通計画の計画期間の変更について

#### (1) 変更内容

本計画の期間を次のように変更する。

変更後	変更前
令和2（2020）年度から 令和6（2024）年度まで	令和2（2020）年度から 令和5（2023）年度まで

#### (2) 変更理由

5市全ての改定後の福祉関連計画等の計画期間が開始する年度の前年度が令和6年度であるため。

#### (3) 計画の進行管理の取扱い

計画の進行管理は、計画期間変更後の令和6年度分までとし、当該年度分の振り返りは、令和7年度に実施する。

### 4 5市協働の方向性について

「成年後見制度利用促進」の取組は、共通計画の基本理念等を踏まえて各市の福祉関連計画等を推進することにより、その計画期間の経過後も、引き続き5市協働で取り組んでいく。